

**西部地区の歴史的景観を  
まもり、そだて、つくりあげるために**



**広告景観整備地区について  
(平成28年11月改正)**

**函館市**

## 広告景観整備地区とは

- 広告景観整備地区とは、良好な景観を形成し、または環境を保全する必要がある地区などで、その地区の特性にふさわしい広告景観の形成を図ることを目的に市が指定する地区です。
- 広告景観整備地区を指定するにあたっては、広告物の表示等に関する基本方針を定め、その地区で目指すべき広告景観のあり方を示します。
- 広告景観整備地区については、ほかの制限地域とは別に広告物の許可基準を定めることができます。

## 1 広告景観整備地区

函館市都市景観条例第10条の規定に基づき、「都市景観形成地域」として指定している区域を、函館市屋外広告物条例第10条の規定に基づく「広告景観整備地区」に指定し、積極的な景観誘導を図ります。

広告景観整備地区は、土地利用の状況および地域の特性に応じて、第1区域、第2区域の2つの区域で構成されています。

## 2 許可・届出・事前協議・事前相談

### (1) 許可

広告物を表示する場合は、一部の適用除外を除き、あらかじめ「許可」を受ける必要があります。

広告物は、「許可基準」に適合していなければなりません。

### (2) 届出

景観形成街路および景観形成街路沿道区域、伝統的建造物群保存地区内の公道および公道に面した区域において、許可を受けずに表示できる広告物のうち下記の広告物を表示する場合は、あらかじめ「届出」が必要です。

広告物は、区域ごとに定められている「誘導基準」に適合していなければなりません。

- ・ 自己の事務所または営業所に表示し、または設置する自己の事業もしくは営業の所在、名称、内容、商標または販売する商品の名称もしくは内容を表示するもの（自家用広告物）で、表示面積の合計が1㎡を超え10㎡以下のもの
- ・ 煙突、ガスタンクまたは油タンクに表示する広告物で、表示面積の合計が1㎡を超えるもの

### (3) 事前協議

景観形成街路および景観形成街路沿道区域、伝統的建造物群保存地区内の公道および公道に面した区域において、「許可」および「届出」が必要な広告物を表示する場合は、許可申請および届出を行う前に、事前協議が必要です。

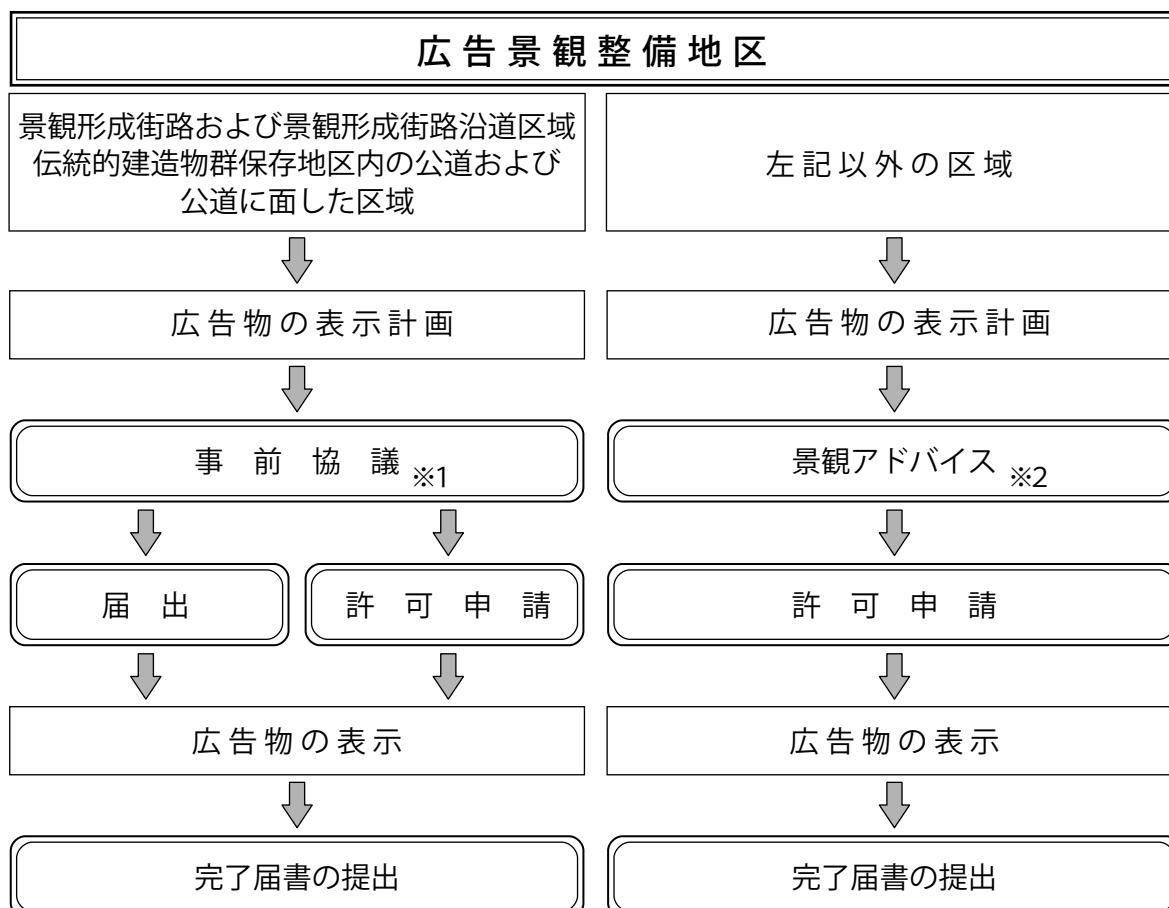
事前協議は、7ページから10ページのデザインガイドラインに記載されている事項に基づいて行われます。

#### (4) 事前相談

事前協議が必要な区域を除く区域において、「許可」および「届出」が必要な広告物を表示する場合は、許可申請および届出を行う前に、景観アドバイザーによる技術的支援（事前相談制度）を受けることができます。

また、第2区域において広告物の用途によっては、事前相談が必要な場合があります。

#### (5) 届出・許可申請手続きのフローチャート



※1 事前協議に要する期間は、30日程度です。なお、協議の状況により前後することがあります。

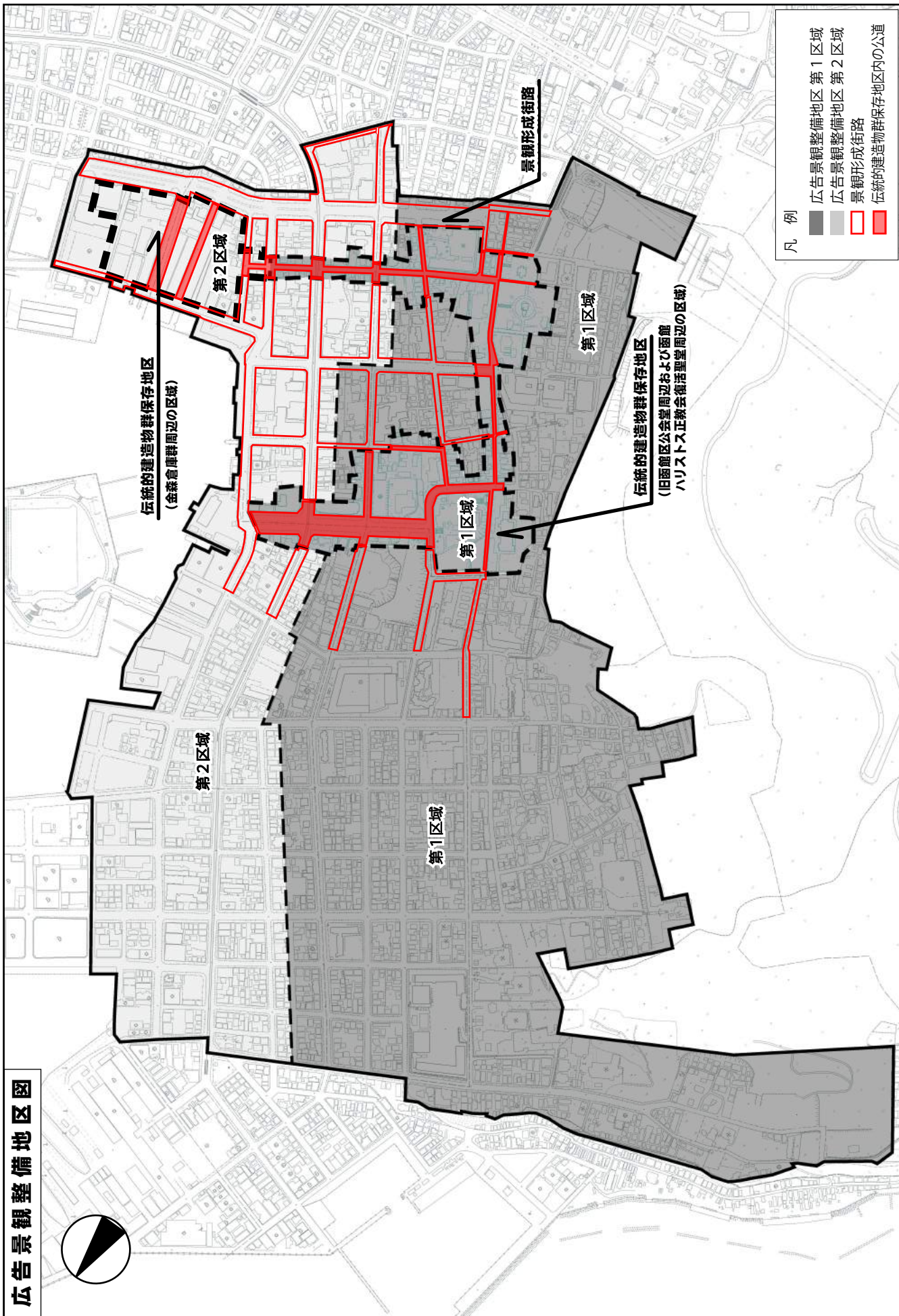
※2 景観アドバイスに要する期間は、15日程度です。なお、協議の状況により前後することがあります。

※ 届出・許可申請が必要な広告物

用 途	表示面積の合計	第 1 区域		第 2 区域	
		景観形成街路沿道区域等※1	左記以外の区域	景観形成街路沿道区域等※1	左記以外の区域
特定施設への案内表示 ※2	10㎡以下	許可申請			
	10㎡を超える	表示不可			
自 家 用 ※3	1㎡以下	手続き不要		手続き不要	
	1㎡を超え, 10㎡以下	届 出	手続き不要	届 出	手続き不要
	10㎡を超える	表示不可		許可申請	
煙突, ガスタンク, 油タンクに表示するもの※4	1㎡以下	手続き不要		手続き不要	
	1㎡を超え, 10㎡以下	届 出	手続き不要	届 出	手続き不要
	10㎡を超える				

- ※ 1 景観形成街路および景観形成街路沿道区域, 伝統的建造物群保存地区内の公道および公道に面した区域
- ※ 2 特定施設とは, 学校, 専修学校, 各種学校, 病院, 診療所, 社会福祉施設, 博物館, 介護老人保健施設, 宿泊施設, 旅客施設, 景観形成指定建築物, 景観登録建築物, 伝統的建造物, 函館市と防災協定等を締結している施設, 函館市まちかど観光案内所を開設している施設などです。
- ※ 3 自己の事務所または営業所に表示し, または設置する自己の事業もしくは営業の所在, 名称, 内容, 商標または販売する商品の名称もしくは内容を表示する広告物またはこれらの広告物の掲出物件。
- ※ 4 壁面に直接表示された壁面広告物で, 営利を目的としないものであること。

広告景観整備地区図



## 4 デザイン誘導の方向性と許可基準・誘導基準

[デザイン誘導の方向性]

### ■ 歴史的な町並み景観の保全

歴史的な町並み景観に配慮した広告物により、広告景観整備地区の良好な景観の保全を図ります。

### ■ 魅力ある都市景観の創出

優れたデザインの広告物により、広告景観整備地区の良好な景観の向上を図ります。

[許可基準]

種 別	第 1 区 域	第 2 区 域	デザイン ガイドライン	
固定 広告物・ 簡易 広告物 の共通 基準	用 途	特定施設への案内表示であること。	自家用または特定施設への案内表示であること。	—
	電光 掲 示 板	表示面積が1㎡未満で、かつ、激しい点滅を伴わないものであること。		7ページ
	景観への配慮	1 広告物等の表示等をする建築物等および周辺の町並みと調和しているものであること。 2 一の建築物等に複数の広告物等の表示等をする場合は、形態および色彩をそろえる等、互いの調和に配慮しているものであること。 3 点滅灯および回転灯の類いは、広告物に附帯していないものであること。ただし、安全のために必要な場合は、この限りでない。		8ページ 9ページ
				—
色 彩	1 広告物等の表示等をする建築物等および周辺の町並みと調和しているものであること。 2 広告物の地色は、日本工業規格Z8721で定める彩度8以下、文字等の色は彩度10以下のもので、使用する色の数は、できるだけ少ないものであること。 3 蛍光および発光を伴う塗料または材料を使用しないものであること。		10ページ	
			—	
固定 広告物	屋上 廣 告 物	禁止する。	1 自家用で、屋上構造物の壁面に表示する文字またはロゴマークであって、デザインに配慮されたものであること。 2 特定施設への案内表示は、禁止する。	—
	地 上 廣 告 物	1 1面の表示面積が5㎡以内で、かつ、表示面積の合計が10㎡以内および高さが5m以下のものであること。 2 壁面広告物のうち、建築物等の壁面から突き出して設置されるものにあつては、取付け壁面の高さを超えないものであること。	1 自家用で、1面の表示面積が2.5㎡以内で、かつ、表示面積が5.0㎡以内および高さが1.0m以下のものであること。 2 特定施設への案内表示で、1面の表示面積が5㎡以内で、かつ、表示面積が10㎡以内および高さが5m以下のものであること。	
	壁 面 廣 告 物	3 壁面広告物のうち、建築物等の壁面から突き出して設置されるもの以外のものにあつては、設置する壁面の外郭線を超えないものであること。	1 表示面積の合計が取付け壁面の面積の1/3または5.0㎡のいずれか小さい数値以内のものであること。 2 建築物等の壁面から突き出して設置されるものにあつては、地上からその上端までの高さが1.0m以下で、かつ、取付け壁面の高さを超えないものであること。 3 建築物等の壁面から突き出して設置されるもの以外のものにあつては、設置する壁面の外郭線を超えないものであること。	

※ 特定施設とは、学校、専修学校、各種学校、病院、診療所、社会福祉施設、博物館、介護老人保健施設、宿泊施設、旅客施設、景観形成指定建築物、景観登録建築物、伝統的建造物、函館市と防災協定等を締結している施設、函館市まちかど観光案内所を開設している施設などです。

※ 函館市と防災協定等を締結している施設および函館市まちかど観光案内所を開設している施設への案内表示には、協定等の内容やまちかど観光案内所等の表示が必要です。

※ 自家用とは、自己の事務所または営業所に表示し、または設置する自己の事業もしくは営業の所在、名称、内容、商標または販売する商品の名称もしくは内容を表示する広告物またはこれらの広告物の掲出物件です。

※ 屋上構造物とは、階段室、昇降機塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分です。

[許可基準]

種 別		第 1 区 域	第 2 区 域	デザイン ガイドライン	
簡易 広告物	立 看 板	1 事業所につき2基以内とし、縦1.8m以下、横0.9m以下および地上からその上端までの高さが2m以下のもので、道路と平行に立てかけられたものであること。(電柱その他これに類するものを利用しないものに限る。)			
	電柱 広告物	巻 付 け 告 告 物	1 1柱につき1個とし、蛍光塗料を用いないものであること。 2 縦1.8m以下で、かつ、その下端の高さが地上から1.5m以上のものであること。		
		突き出し 告 告 物	1 1柱につき1個とし、蛍光塗料を用いないものであること。 2 縦1.2m以下、横0.45mおよび出幅0.6m以下消火栓標識柱を利用する場合にあっては、縦0.4m以下および横0.8m以下で、その下端の高さが歩道上では3m以上、車道上では4.5m以上のものであること。		
	広告幕, 広告網		禁止する。		
	アドバルーン広告物		禁止する。		
の ぼ り		1 事業所につき2基以内とし、縦1.8m以下、横0.6m以下および地上からその上端までの高さが2m以下のものであること。			

[誘導基準]

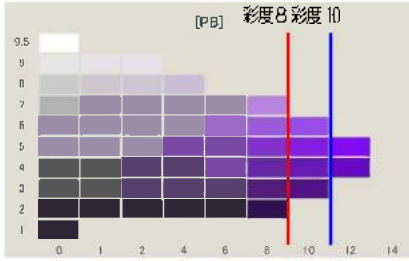
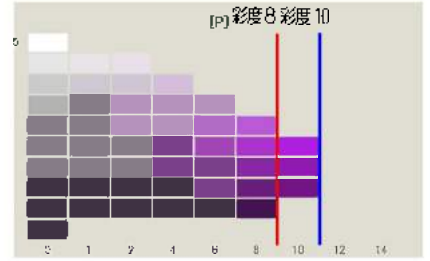
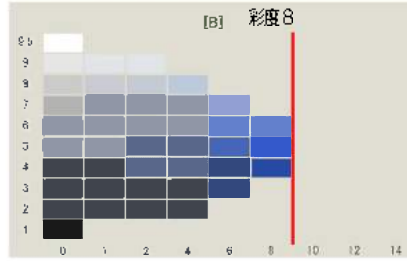
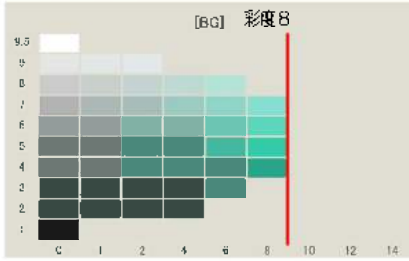
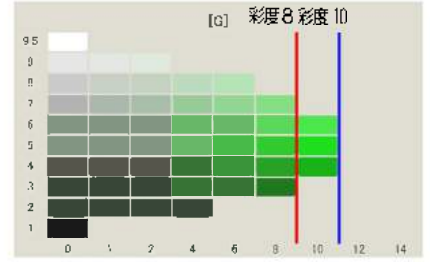
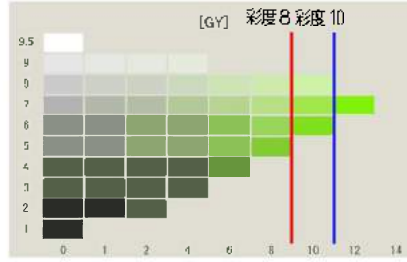
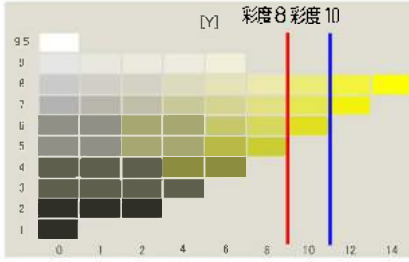
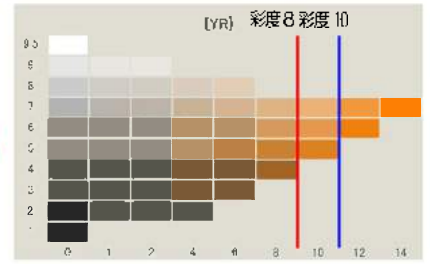
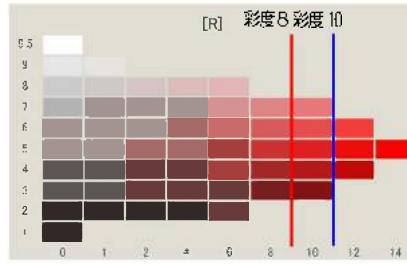
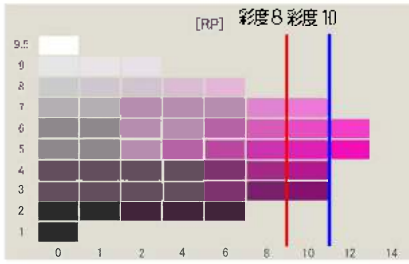
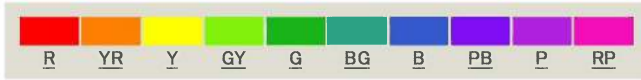
種 別		第 1 区 域 ・ 第 2 区 域	デザイン ガイドライン
共通 基準	電光掲示板	表示面積が1㎡未満で、かつ、激しい点滅を伴わないものであること	7ページ
	景観への配慮	1 広告物等の表示等をする建築物等および周辺の町並みと調和しているものであること。 2 一の建築物等に複数の広告物等の表示等をする場合は、形態および色彩をそろえる等、互いの調和に配慮しているものであること。 3 点滅灯および回転灯の類いは、広告物に附帯していないものであること。ただし、安全のために必要な場合は、この限りでない。	8ページ 9ページ
			色 彩
個別 基準	自家用広告物	1 屋上広告物にあっては、屋上構造物の壁面に表示する文字またはロゴマークであって、デザインに配慮されたものであること。 2 壁面広告物のうち、建築物等の壁面から突き出して設置されるものにあつては、取付け壁面の高さを超えないものであること。 3 壁面広告物のうち、建築物等の壁面から突き出して設置されるもの以外のものあつては、設置する壁面の外郭線を超えないものであること。 4 簡易広告物にあっては、簡易広告物の許可基準を満たしているものであること。	

※ 自家用広告物とは、自己の事務所または営業所に表示し、または設置する自己の事業もしくは営業の所在、名称、内容、商標または販売する商品の名称もしくは内容を表示する広告物またはこれらの広告物の掲出物件です。

※ 屋上構造物とは、階段室、昇降機塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分です。

# マンセル色立体の垂直断面

( 参考 )





## 5 許可基準・誘導基準とデザインガイドライン

### 電光掲示板

#### 基準

表示面積が1㎡未満で、かつ、激しい点滅を伴わないものであること。

#### デザインガイドライン

##### 《伝統的建造物，景観形成指定建築物等に表示する場合》

- 建物に応じた大きさで、バランスの良い位置に表示し、建物デザインを損なわないよう工夫する。

## 景観への配慮

### 基準

- 1 広告物等の表示等をする建築物等および周辺の町並みと調和しているものであること。
- 2 一の建築物等に複数の広告物等の表示等をする場合は、形態および色彩をそろえる等、互いの調和に配慮しているものであること。

### デザインガイドライン

#### 《共通》

- 広告物を表示する場所の周辺の環境や町並みに応じて、材料、大きさ、デザインなどを工夫する。



商業地の広告物の事例



住宅地の広告物の事例

- 広告物には、文字の多様は避け、ロゴマークなどにより、表示内容を単純化するなどの工夫をする。
- 建物に応じた大きさで、バランスの良い位置に表示し、建物デザインと一体感を持たせるよう工夫する。



建物デザインと一体感を持たせた事例



建物に応じた大きさで、バランス良く配置された事例

- 建物の特徴的なデザインを活かすよう、表示する場所や大きさ、デザインを工夫する。



建物デザインを活かした事例

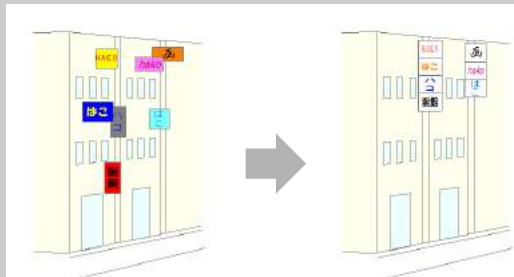


### 《共通》

- 一つの建物に複数の広告物を表示する場合は、なるべく集合化し、デザイン、表示する場所、大きさを揃えることで、統一感を持たせるよう工夫する。
- 一つの建物で同一内容のものを複数表示することは、極力避ける。  
やむを得ず複数表示する場合は、大きさに配慮し、落ち着いたものとなるよう工夫する。

### 《壁面広告物》

- 壁面から突き出して表示されるもの（突き出し広告物）は、周辺の景観になじむよう、なるべく集合化し、統一感を持たせるよう表示する位置や突出幅などを工夫する。



設置場所や突出幅を工夫し、統一感を持たせた事例

### 《地上広告物》

- 支柱や支柱足元においても、表示する広告物のデザインや周辺の町並みと調和するよう工夫する。



敷地内の建物に調和するデザインとした事例

### 《伝統的建造物、景観形成指定建築物等に表示する場合》

伝統的建造物、景観形成指定建築物等に表示する場合は、前記の共通、壁面広告物、地上広告物のデザインガイドラインのほかに、下記のデザインガイドラインが適用になります。

- 歴史的な建物の建築様式および外壁材と調和した素材を使用するよう工夫する。

## 色 彩

### 基 準

広告物等の表示等をする建築物等および周辺の町並みと調和しているものであること

### デザインガイドライン

#### 《共 通》

- CIカラーを採用している場合であっても、周辺の町並みと調和のとれた色彩を採用するよう工夫する。
- 建物や周辺の町並みと調和のとれた色彩となるよう工夫する。  
※ 周辺の町並みとの調和については、デザインガイドライン建築物編「外観の色彩」の「周辺の町並みと調和する色彩の手法事例」を参考にすること。



建物と調和する色彩とした事例



周辺の町並みと敷地内の建物に調和した色彩とした事例

#### 《伝統的建造物，景観形成指定建築物等に表示する場合》

伝統的建造物，景観形成指定建築物等に表示する場合は，上記の共通のデザインガイドラインのほか，下記のデザインガイドラインが適用になります。

- 歴史的な建物と調和するよう落ち着いた色彩を用いるよう工夫する。

別記第1号様式(第2条,第5条関係)

屋外広告物許可(継続許可)申請書

年 月 日

函館市長 様

〒 -  
住所

申請者 氏名

電話 - -

函館市屋外広告物条例第6条第1項(第6項)の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

表示または設置の場所 (移動するものにあつては、その範囲)				広告物の用途別 区 分		・自家用広告物 ・その他				
地 域 区 分		・第 種制限地域 ・第 種特別制限地域		用 途 地 域						
既設広告物の有無		有(種別)・無		道路占用許可の有無		有・無				
取付壁面の面積		㎡		設置する箇所の建築物の高さ		m				
表示 面積 等	広告物の種類	照 明	物件数	縦	横	面 数	高 さ	面 積	物件総数	基
	1	有・無	基	m	m	面	m	㎡	合計面積	㎡
	2	有・無	基	m	m	面	m	㎡	※受付	
	3	有・無	基	m	m	面	m	㎡		
	4	有・無	基	m	m	面	m	㎡		
	5	有・無	基	m	m	面	m	㎡		
	6	有・無	基	m	m	面	m	㎡	※手数料	
7	有・無	基	m	m	面	m	㎡		円	
既許可 番号	第 号	既 許 可 期 間	年 月 日から 年 月 日から		許 可 を 受 け る 期 間	年 月 日から 年 月 日から				
管 理 者	住所 氏名 資格 (電話 - -)	管 理 者 が 法 人 の 場 合 は、 資 格 を 有 す る 従 業 員		氏 名 講習会修了番号						
工 事 施 行 者	住所 氏名	屋 外 廣 告 業 登 録 番 号								
廣 告 意 匠 設 計 者	住所 氏名	屋 外 廣 告 業 登 録 番 号								

添付書類

- 1 付近見取図
  - 2 形状,寸法,材料,構造,意匠,色彩,および表示の方法に関する仕様書および図面
  - 3 表示し,または設置する場所または物件が他人の所有または管理に属するときは,その承諾書または許可証の写し
- 注 1 ※印欄は,記入しないでください。
- 2 表示面積等の高さ欄には,次の高さを記入してください。
- (1) 壁面広告物のうち,建築物等の壁面から突き出して設置される広告物および電柱広告物については,地上から広告物の下端までの高さ
  - (2) (1)に掲げるもの以外の広告物については,広告物(掲出物件を含む。)の高さ
- 3 新規の許可の場合には,既許可番号および既許可期間の欄は,記入しないで下さい。
- 4 継続の許可の場合には,工事施工者および広告意匠設計者の欄は,記入しないで下さい。

別記第8号様式の2(第11条の3関係)

広告景観整備地区屋外広告物届出書

年 月 日

函館市長 様

住所

届出者 氏名

電話 — —

函館市屋外広告物条例第10条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

表示または設置の場所 (移動するものにあつては、その範囲)						広告物の用途別区分		・自家用広告物 ・その他	
区域区分									
既設広告物の有無		有(種別)・無				道路占用許可の有無		有・無	
取付壁面の面積		m <sup>2</sup>				取付壁面の高さ		m	
表示面積等	広告物の種類	照明	物件数	縦	横	面数	高さ	面積	物件総数
	1	有・無	基	m	m	面	m	m <sup>2</sup>	合計面積
	2	有・無	基	m	m	面	m	m <sup>2</sup>	※受付
	3	有・無	基	m	m	面	m	m <sup>2</sup>	
	4	有・無	基	m	m	面	m	m <sup>2</sup>	
	5	有・無	基	m	m	面	m	m <sup>2</sup>	
6	有・無	基	m	m	面	m	m <sup>2</sup>		
管理者	住所氏名(名称)(電話番号 — — ) 資格					管理者が法人の場合は、資格を有する従業員		氏名 講習会 修了番号	
工事施工者	住所氏名(名称)					屋外広告業 登録番号			
広告意匠設計者	住所氏名(名称)					屋外広告業 登録番号			

添付書類

- 1 付近見取図
- 2 形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩および表示の方法に関する仕様書および図面
- 3 現場のカラー写真
- 4 表示し、または設置する場所または物件が他人の所有または管理にぞくするときは、その承諾書または許可書の写し

注 1 ※印欄は、記入しないでください。

2 表示面積等の高さの欄には、次の高さを記入して下さい。

(1) 壁面広告物のうち、建築物等の壁面から突き出して設置される広告物および電柱広告物については、地上から広告物の下端までの高さ

(2) (1)に掲げるもの以外の広告物については、広告物(掲出物件を含む。)の高さ

別記第8号様式の3（第11条の4関係）

事前協議（変更協議）申出書

年 月 日

函館市長 様

住所

申出者 氏名

電話

函館市屋外広告物条例第10条第5項各号に掲げる区域または道路において、広告物の表示または掲出物件の設置をしようとするので（年 月 日付けで通知があった事前協議の結果に係る内容を変更しようとするので）、同条例第10条の3第2項（第10条の5第2項において準用する同条例第10条の3第2項）の規定により、次のとおり事前協議（変更協議）を申し出ます。

表示または設置の場所	
区域区分	
広告物の用途別区分	<input type="checkbox"/> 自家用広告物 <input type="checkbox"/> 案内表示広告物 <input type="checkbox"/> その他
表示または設置予定日	年 月 日
表示または設置の概要	別紙1のとおり
良好な景観の形成への配慮に関する事項	別紙2のとおり
※受付番号	

添付図書

表示または設置の概要図その他参考となる図書

注 1 ※印欄は、記入しないで下さい。

2 広告物の用途別区分欄は、該当する□内にレ印を記入してください。

## 別紙 1

## 表示または設置の概要

表 示 面 積 等	広告物の種類	照 明	物件数	縦	横	面 数	高 さ	面 積
	1	有・無	基	m	m	面	m	m <sup>2</sup>
	2	有・無	基	m	m	面	m	m <sup>2</sup>
	3	有・無	基	m	m	面	m	m <sup>2</sup>
	4	有・無	基	m	m	面	m	m <sup>2</sup>
	5	有・無	基	m	m	面	m	m <sup>2</sup>
	6	有・無	基	m	m	面	m	m <sup>2</sup>
取付壁面の面積				m <sup>2</sup>	取付壁面の高さ		m	
物 件 総 数				基	合 計 面 積		m <sup>2</sup>	



別紙 2

良好な景観の形成への配慮に関する事項の説明

景観配慮事項（申出者の考え方）

注 良好な景観の形成に配慮した内容を具体的に記入してください。